

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	足立区(1級地)
地域単価	10.9円

②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	658	718円	1,435円	2,152円	
要介護2	777	847円	1,694円	2,541円	
要介護3	900	981円	1,962円	2,943円	
要介護4	1,023	1,115円	2,230円	3,345円	
要介護5	1,148	1,252円	2,503円	3,754円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	584	637円	1,273円	1,910円	
要介護2	689	751円	1,502円	2,253円	
要介護3	796	868円	1,736円	2,603円	
要介護4	901	982円	1,964円	2,946円	
要介護5	1,008	1,099円	2,198円	3,297円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	570	622円	1,243円	1,864円	
要介護2	673	734円	1,467円	2,201円	
要介護3	777	847円	1,694円	2,541円	
要介護4	880	960円	1,919円	2,878円	
要介護5	984	1,073円	2,145円	3,218円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	388	423円	846円	1,269円	
要介護2	444	484円	968円	1,452円	
要介護3	502	548円	1,095円	1,642円	
要介護4	560	611円	1,221円	1,832円	
要介護5	617	673円	1,345円	2,018円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	370	404円	807円	1,210円	
要介護2	423	461円	922円	1,383円	
要介護3	479	523円	1,045円	1,567円	
要介護4	533	581円	1,162円	1,743円	
要介護5	588	641円	1,282円	1,923円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	足立区(1級地)
地域単価	10.9円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	44 円	88 円	131 円	
入浴介助加算(II)	55	60 円	120 円	180 円	
中重度者ケア体制加算	45	49 円	98 円	147 円	
個別機能訓練加算(I)イ	56	61 円	122 円	183 円	
個別機能訓練加算(I)ロ	76	83 円	166 円	249 円	
個別機能訓練加算(II)	20	22 円	44 円	66 円	1月単位
若年性認知症利用者受入加算	60	66 円	131 円	197 円	
科学的介護推進体制加算	40	44 円	88 円	131 円	1月単位
送迎減算	-47	-52 円	-103 円	-154 円	
介護職員等処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(9.0%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○入浴介助を行った場合 ○入浴介助に関する研修を行った場合
入浴介助加算(II)	入浴介助加算(I)に加えて、機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価した医師等との連携の下で、個別の入浴計画を作成し、当該計画に基づき入浴介助を行った場合
中重度者ケア体制加算	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○人員基準に加えて、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保 ○前年度又は前3月の要介護3～5の利用者の割合が30%以上 ○通所介護を行う時間帯を通じて専従の看護職員を1以上配置
個別機能訓練加算(I)イ	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
個別機能訓練加算(I)ロ	個別機能訓練加算(I)イの理学療法士等の配置に加え、理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
個別機能訓練加算(II)	個別機能訓練加算(I)イ又は(I)ロに加え、個別機能訓練計画を作成若しくは変更した月又は少なくとも3月に1回、LIFEに情報提出し活用した場合
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
科学的介護推進体制加算	利用者ごとに利用者の心身の状況に係る基本的な情報を、利用開始月若しくは利用終了月又は少なくとも3月に1回以上、LIFEに情報提出し活用した場合(1月当たり)
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
介護職員等処遇改善加算(II)	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

保険の対象とはならない費用一覧(2022年10月1日以降)

名称	内容	備考
食費	650円	
キャンセル料	利用日当日の朝8時30分までに右記の連絡先に連絡がない場合(1, 2単位目の利用者のみ)。、650円(食事代)を徴収します。	03-5856-3691

(以下余白)